

修了評価の取り扱い

- 1 修了評価は、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に実施する。
- 2 全科目の修了時に、1 時間程度の筆記試験による修了評価を実施する。
- 3 修了評価筆記試験の認定基準は次のとおり理解度の高い順に A B C D の 4 区分で評価し、C 以上の受講生が評価基準を満たしたものとして認定する。

認定基準(100 点を満点評価とする) A=90 点以上 B=80~89 点 C=70~79 点 D=70 点未満
--

- 4 「ころとからだのしくみと生活支援技術」の次の⑥～⑭に関しては、一連の演習を通して受講者に対し、技術の習得度合いの評価を実施する。

- ⑥整容に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護
- ⑦移動・移乗に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護
- ⑧食事に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護
- ⑨入浴、清潔保持に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護
- ⑩排泄に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護
- ⑪睡眠に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護
- ⑭総合生活支援技術演習

「介護技術チェックリスト」で各介護技術について、担当講師が演習の中で習得度合いのチェックをする。以下の「技術演習認定基準」によりの A～D の 4 区分で評価し、A 及び B の受講者について、筆記試験による修了評価テストの結果と合わせて修了認定を決定する。

技術演習評価基準 A = 基本的な介護(介助)が的確にできる B = 基本的な介護(介助)が概ねできる C = 技術が不十分 D = 全くできない

- 5 評価において「修了時の評価ポイント」に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要において再試験等を行い、到達目標に達するように努め、再評価を行う。
- 6 修了証明書の発行
全カリキュラムを修了し、修了評価の筆記試験及び技術演習の評価において認定基準を超えている受講者に対し修了証明書を発行する。